

栃木県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例

平成19年2月1日
条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、広域連合長の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を設置する。

(委任)

第2条 この条例の施行に関して必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。